

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表  
 第一条による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第十九条第九号の処分）</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 政令第四十八条の九の十第四項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>（政令第七条の十四の総務省令で定める状況等）</p> <p>第一条の十三 政令第七条の十四に規定する総務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p> <p>一 指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）における政令第七条の十四各号に掲げるものの提供の状況</p>	<p>（法第十九条第九号の処分）</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 政令第四十八条の九の九第四項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>（政令第七条の十四の総務省令で定める状況等）</p> <p>第一条の十三 政令第七条の十四に規定する総務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p> <p>一 指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）における政令第七条の十四各号に掲げるものの提供の状況</p>

二略

2 略

(附属申告書等)

第二条の二 略

2 及び 3 略

4 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者（以下「控除対象外国扶養親族」という。）に係る扶養親族に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この項及び次項において「申告者」という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の扶養親族の数から当該控除対象外国扶養親族の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。）である場合にあっては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第七項若しくは第八項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限

二略

2 略

(附属申告書等)

第二条の二 略

2 及び 3 略

4 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者（以下「控除対象外国扶養親族」という。）に係る扶養親族に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この項及び次項において「申告者」という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の扶養親族の数から当該控除対象外国扶養親族の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。）である場合にあっては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限

りでない。

5及び6 略

(確定申告書の附記事項等)

第二条の三 略

2 略

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合にあつては、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類(前条第五項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。)を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第七項若しくは第八項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条の

三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。第三項及び第四項において同

りでない。

5及び6 略

(確定申告書の附記事項等)

第二条の三 略

2 略

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合にあつては、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類(前条第五項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。)を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条の

三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族(控除対象扶養親族を除く

じ。の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 略

3 給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書（

以下この条において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 給与所得者の扶養親族申告書等

二 公的年金等受給者の扶養親族申告書

三 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書（第二条の五において「退職所得申告書」という。）

。の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 略

- 4 給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号
  - 二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称
  - 三 その他参考となるべき事項
- 5 給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。
- 6 第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族申告書を提出した者が当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者の扶養親族申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項の帳簿を作成した給与支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第四項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。
- 8 給与支払者は、その受理をした第六項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。
- 9 略
- 11 略

3 略  
5 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略



規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 退職所得申告書

を提出する者の

氏名、その者の法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所並びに個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及びその者の退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所）

二 略

3 退職所得申告書の提出を受ける退職手当等の支払者が、当該退職所得申告書に記載されるべき当該退職所得申告書の提出をする者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該退職所得申告書の提出の前に当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該退職手当等の支払者に提出する当該退職所得申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該退職所得申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

4 退職手当等の支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書に記載された提出する者

規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の規定による申告書（次項において「退職所得申告書」という。）を提出する者の

氏名、その者の法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所並びに個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及びその者の退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所）

二 略



の氏名、住所及び個人番号

- 二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称
- 三 その他参考となるべき事項

5 退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された退職所得申告書に係る第一項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第三項の規定の適用を受けて退職所得申告書を提出した者が当該退職所得申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

7 退職所得申告書を受理した

退職手当等の支払者は、当該申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(政令第二十条の二の四第一項第二号の掛金等)

第三条の十四 政令第二十条の二の四第一項第二号に規定する総務省令で定める掛金又は保険料は、次に掲げる掛金又は保険料とする。

- 一 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第九

二 略

(法第七十二条の二十五第八項の申告書に添付する書類)

第四条の五 法第七十二条の二十五第八項に規定する書類は、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次の各号

3 退職所得申告書を受理した法第五十条の七第一項及び第三百二十八条

の七第一項に規定する退職手当等の支払者は、当該申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(政令第二十条の二の四第一項第二号の掛金等)

第三条の十四 政令第二十条の二の四第一項第二号に規定する総務省令で定める掛金又は保険料は、次に掲げる掛金又は保険料とする。

- 一 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第九

二 略

(法第七十二条の二十五第八項の申告書に添付する書類)

第四条の五 法第七十二条の二十五第八項に規定する書類は、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次の各号

に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条から第四条の七までにおいて同じ。）の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）とする。

一 略

二 法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（政令第三十七条の二の五第二号の宿舍等）

**第七条の四の四** 政令第三十七条の二の五第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第一号の療養施設に係る看護師が使用するものとされている宿舍とする。

2 政令第三十七条の二の五第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一項第一号の療養施設及び同項第七号

の納骨堂の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

（法第三百二十一条の四第七項に規定する総務省令で定める方法）

に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条から第四条の七までにおいて同じ。）の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）とする。

一 略

二 法第二十四条第三項に規定する外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（政令第三十七条の二の五第二号の宿舍等）

**第七条の四の四** 政令第三十七条の二の五第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第一号の療養施設に係る看護師が使用するものとされている宿舍とする。

2 政令第三十七条の二の五第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第一号の療養施設、同項第二号の健

康診断施設、同項第七号のリハビリテーション施設及び同項第八号の納骨堂の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

**第九条の三の二** 法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第

二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。次項において同じ。）に同条第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨）に係る情報（次項において「通知情報」という。）を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。

2 前項の場合においては、市町村長は、通知情報を受信者ファイルに記録した旨を法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者に対し、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信しなければならない。

**（市町村と年金保険者との間における通知の方法）**

**第九条の八** 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市町村に通知をする場合並びに政令第四十八条の九の十七第一項の規定により市町村に通知をする場

**（市町村と年金保険者との間における通知の方法）**

**第九条の八** 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市町村に通知をする場合並びに政令第四十八条の九の十六第一項の規定により市町村に通知をする場

合には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したものの（以下この条において「指定法人」という。）を通じて行うものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十七第一項の規定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

3 市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三百二十一条の七の九第三項並びに政令第四十八条の九の十五第二項並びに第四十八条の九の十六第二項及び第七項の規定により年金保険者に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 略

2く5 略

6 政令第四十八条の九の八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 政令第四十八条の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二く六 略

合には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したものの（以下この条において「指定法人」という。）を通じて行うものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十六第一項の規定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

3 市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三百二十一条の七の九第三項並びに政令第四十八条の九の十四第二項並びに第四十八条の九の十五第二項及び第七項の規定により年金保険者に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 略

2く5 略

6 政令第四十八条の九の八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 政令第四十八条の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

二く六 略

## (納期の特例に関する承認の申請書)

第十条の二の二 政令第四十八条の九の十第一項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の十第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二及び三 略

四 第一号の申請書を提出した日以前一年以内において政令第四十八条の九の十第四項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。）の規定による取消しの通知を受けたことの有無

五 略

## (納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項)

第十条の二の三 政令第四十八条の九の十一（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の十一に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二〜四 略

## (納期の特例に関する承認の申請書)

第十条の二の二 政令第四十八条の九の九第一項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の九第一項に規定する申請書を提出する者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

二及び三 略

四 第一号の申請書を提出した日以前一年以内において政令第四十八条の九の九第四項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。）の規定による取消しの通知を受けたことの有無

五 略

## (納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項)

第十条の二の三 政令第四十八条の九の十（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の十に規定する届出書を提出する者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

二〜四 略

(政令第五十一条の二の二第二号の宿舍等)

第十条の八 政令第五十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一項第一号の療養施設に係る看護師が使用するものとされている宿舍とする。

2 政令第五十一条の二の二第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一項第一号の療養施設及び同項第七号

の納骨堂の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

(政令第五十二条の十の九第二号の施設)

第十一条の十三 政令第五十二条の十の九第二号に規定する総務省令で定める施設は、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯（都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。）とする。

(法第三百四十九条の三第二十七項のコンテナ)

第十一条の十四 法第三百四十九条の三第二十七項に規定する総務省令で定めるコンテナは、次の要件に該当するコンテナ（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその運輸支局

(政令第五十一条の二の二第二号の宿舍等)

第十条の八 政令第五十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第一号の療養施設に係る看護師が使用するものとされている宿舍とする。

2 政令第五十一条の二の二第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第一号の療養施設、同項第二号の健康診断施設、同項第七号のリハビリテーション施設及び同項第八号の納骨堂の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

(政令第五十二条の十の十第二号の施設)

第十一条の十三 政令第五十二条の十の十第二号に規定する総務省令で定める施設は、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯（都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。）とする。

(法第三百四十九条の三第二十九項のコンテナ)

第十一条の十四 法第三百四十九条の三第二十九項に規定する総務省令で定めるコンテナは、次の要件に該当するコンテナ（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその運輸支局

若しくは海事事務所の長が証明したものに限り。とする。

一及び二 略

(政令第五十二条の十一の業務)

第十一条の十五 政令第五十二条の十一に規定する総務省令で定める業務は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

(法第三百八十二条の二第一項の閲覧事項)

第十二条の三の二 法第三百八十二条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、政令第五十二条の十四の表第二号から第四号までの上欄に掲げる者については、同表第一号の上欄に掲げる者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。)とする。

(政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等)

第十六条の十 政令第五十四条の十八第一項第七号に規定する総務省令で定める割合は、同号に規定する国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合(以下この項において「国等」という。)の出資に係る法人(以下この項において「特定法人」という。)の議決権の総数に対する第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数の割合とする。

若しくは海事事務所の長が証明したものに限り。とする。

一及び二 略

(政令第五十二条の十二の業務)

第十一条の十五 政令第五十二条の十二に規定する総務省令で定める業務は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

(政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等)

第十六条の十 政令第五十四条の十八第一項第七号に規定する総務省令で定める割合は、同号に規定する国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合(以下この項において「国等」という。)の出資に係る法人(以下この項において「特定法人」という。)の議決権の総数に対する第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数の割合とする。

一及び二 略

2及び3 略

(政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第一項の申請書等の提出)

第十六条の二十二の二 略

2及び3 略

4 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第八項の規定による申請書の提出は、土地の譲渡をした日以後遅滞なく、次の各号に掲げる土地の譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類その他の当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

一〜九 略

十 法第六百二条第一項第一号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十条の四十五第四項第七号に掲げるもの 次に掲げる書類

イ 当該譲渡に係る土地の所在地を管轄する市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区若しくは総合区の長から交付を受けた当該土地に係る政令第五十四条の四十五第四項第七号イに規定する個人若しくは他の個人の親族の住民票の写しその他当該土地が同号イに規定する土地に該当することを明らかにする書

口 略

一及び二 略

2及び3 略

(政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第一項の申請書等の提出)

第十六条の二十二の二 略

2及び3 略

4 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第八項の規定による申請書の提出は、土地の譲渡をした日以後遅滞なく、次の各号に掲げる土地の譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類その他の当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

一〜九 略

十 法第六百二条第一項第一号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十条の四十五第四項第七号に掲げるもの 次に掲げる書類

イ 当該譲渡に係る土地の所在地を管轄する市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下本号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区若しくは総合区の長から交付を受けた当該土地に係る政令第五十四条の四十五第四項第七号イに規定する個人若しくは他の個人の親族の住民票の写しその他当該土地が同号イに規定する土地に該当することを明らかにする書

口 略



(政令第五十六条の四十第一項の総務省令で定める要件)

第二十四条の六の二 政令第五十六条の四十第一項に規定する総務省令で定める要件は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する者から第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条に規定する優先接続機能の提供を受ける電気通信事業者であつて、その事業の規模が当該第一種指定電気通信設備を設置する者と同程度以上とする。

附則

(政令附則第七条第十二項の施設)

(政令第五十六条の四十の総務省令で定める要件)

第二十四条の六の二 政令第五十六条の四十第一項に規定する総務省令で定める要件は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する者から接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条に規定する優先接続機能の提供を受ける電気通信事業者であつて、その事業の規模が当該第一種指定電気通信設備を設置する者と同程度以上とする。

附則

(政令附則第七条第十二項の施設)

第三条の二十三 政令附則第七条第十二項に規定する助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものは、医療法第七条第一項若しくは第二項の規定による許可又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第三項の規定による届出に係る医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十四第一項第十一号又は同規則第二条第一項第六号に規定する平面図において示された分娩室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設とする。

(政令附則第七条第十三項の施設)

**第三条の二十三** 政令附則第七条第十二項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第十六項第二号の建築物)

**第三条の二十四** 政令附則第七条第十六項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。  
一 四 略

(政令附則第七条第十六項第三号の政府の補助)

**第三条の二十五** 政令附則第七条第十六項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

(法附則第十一条第十三項第一号の行為等)

**第三条の二十六** 法附則第十一条第十三項第一号に規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。

2 政令附則第七条第二十項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

(法附則第十一条第十四項の薬局等)

**第三条の二十七** 法附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める

**第三条の二十四** 政令附則第七条第十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第十七項第二号の建築物)

**第三条の二十五** 政令附則第七条第十七項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。  
一 四 略

(政令附則第七条第十七項第三号の政府の補助)

**第三条の二十六** 政令附則第七条第十七項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

(法附則第十一条第十四項第一号の行為等)

**第三条の二十七** 法附則第十一条第十四項第一号に規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。

2 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

薬局は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第二項第五号に規定する健康サポート薬局とする。

2 政令附則第七條第二十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

（政令附則第十條の書類等）

第四條 略

2 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三條の十三第一項から第三項までの規定は、法附則第十二條第二項において準用する租税特別措置法第七十條の八第一項及び第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三條の十三第一項中「法第七十條の八第一項の」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二條第二項において準用する法第七十條の八第一項の」と、「当該受贈者の納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは「住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」と、同條第三項中「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と読み替えるものとする。

3 租税特別措置法施行規則第二十三條の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項並びに第二十三條の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同條第三項、第四項、第六項及び

（政令附則第十條の書類等）

第四條 略

2 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三條の十三第一項から第三項までの規定は、法附則第十二條第二項において準用する租税特別措置法第七十條の八第一項及び第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三條の十三第一項中「法第七十條の八第一項の」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二條第二項において準用する法第七十條の八第一項の」と、「当該受贈者の納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と

、同條第三項中「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と読み替えるものとする。

3 租税特別措置法施行規則第二十三條の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項並びに第二十三條の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同條第三項、第四項、第六項及び

第七項に係る部分に限る。)及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十九項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項(同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)並びに政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項(同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十三条の七 第六項、第十六 項、第十七項、 第十九項、第二 十項及び第四十 二項並びに第二 十三条の七の二 第三項及び第四 項</p>	<p>財務省令</p>	<p>総務省令</p>
<p>第二十三条の七 第十六項第一号 、第十九項第一</p>	<p>及び住所又は居所</p>	<p>、住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、</p>

第七項に係る部分に限る。)及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十九項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項(同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)並びに政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項(同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第四十二項並びに第二十三条の七の二第三項及び第四項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と読み替えるものとする。

号及び第二十八

項第一号並びに

第二十三条の七

の二三項第一

号イ

氏名及び住所又は居所

4  
5  
6 略

7 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 租税特別措置法施行令第四十条の六第四十四項に規定する地上権等（以下この号において「地上権等」という。）が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた土地の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に取得したものに限る。）

三 略

8  
9  
10  
11  
12  
13  
14 略

15 政令附則第十条第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けた旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

一 三 略

四 当該特定貸付けに係る法附則第十二条第一項の規定によりその例に

4  
5  
6 略

7 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 租税特別措置法第七十条の四第十八項に規定する地上権等（以下この号において「地上権等」という。）が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた土地の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に取得したものに限る。）

三 略

8  
9  
10  
11  
12  
13  
14 略

15 政令附則第十条第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けた旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

一 三 略

四 当該特定貸付けに係る法附則第十二条第一項の規定によりその例に

よることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する  
地上権（民法第二百六十九条の二第一項の地上権を除く。）、永小作  
権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間

五  
略

16  
略

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の三の二 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊  
町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成二十八  
年度における第八条の二十三第三項及び第六項の規定の適用については  
、当該市町村の人口は、第八条の二十五第一項の規定にかかわらず、平  
成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年  
九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されて  
いる者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台  
帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

（法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機  
関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 略

2  
5  
13  
略

14 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が七・  
五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十  
七年度燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係

よることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する  
賃借権等

の存続期間

五  
略

16  
略

（法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機  
関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 略

2  
5  
13  
略

る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。」とする。

15| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

16| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

17| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ニ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五 略

2～6 略

7| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パー

14| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

15| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五 略

2～6 略

セント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

8| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

9| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

10| 15| 略

16| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

17| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

18| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十

7| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

8| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

9| 14| 略

15| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

16| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十



七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

19) 23) 略

24) 法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

25) 法附則第十二条の二の三第四項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

26) 法附則第十二条の二の三第四項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

27) 略

（法附則第十二条の三第三項第二号の基準等）

第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年十

七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

17) 21) 略

22) 法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

23) 法附則第十二条の二の三第四項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

24) 略

（法附則第十二条の三第四項第二号の基準等）

第五条の二 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年十

月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一及び二 略

2 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

3 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている電力併用自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

4 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一及び二 略

5 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素

月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一及び二 略

2 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

3 法附則第十二条の三第四項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている電力併用自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

4 法附則第十二条の三第四項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一及び二 略

5 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素

酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 三 略

6 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この号において「実施要領」という。）第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第二号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルである自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に次に掲げる事項が記載されていること。

イ 当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること。

ロ 当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準達成車であること。

二 略

酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 三 略

6 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この号において「実施要領」という。）第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 略

7 法附則第十二条の三第五項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

8 | 法附則第十二条の三第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、第二項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

9 | 法附則第十二条の三第六項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルである自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に次に掲げる事項が記載されていること。

イ 当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であること。

7| 法附則第十二条の三第三項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

8| 法附則第十二条の三第四項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一| 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二| 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分

ロ| 当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準達成車であること。

二| 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

10| 法附則第十二条の三第六項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

11| 法附則第十二条の三第七項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、第六項各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

の1を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであること  
について国土交通大臣が認定していること。

12] 法附則第十二条の三第八項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）  
第一条第二号に掲げる方法とする。

13] 法附則第十二条の三第八項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

14] 法附則第十二条の三第八項において準用する同条第四項（第四号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用がある場合における第六項第一号及び第七項第一号の規定の適用については、第六項第一号中「第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び」とあるのは「第三条第七号又は第八号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」と、第七項第一号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び」とあるのは「実施要領第三条第六号に掲げる基

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2及び3 略

4 政令附則第十一条第二項第一号ホ(5)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一及び二 略

5 政令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであること。

二 前号に規定する貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫内に設けられているものであること。

三 第一号に規定する貨物の搬出入場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられているものであること。

四及び五 略

6及び7 略

8 政令附則第十一条第三項第一号に掲げる貨物の搬入及び搬出の円滑化

準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2及び3 略

4 政令附則第十一条第二項第一号ホ(3)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一及び二 略

5 政令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 貨物の搬出入場所の前面に奥行き十五メートル以

上の空地が設けられているものであること。

二及び三 略

6及び7 略

を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものは、政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が提供する当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムとする。

9 | 政令附則第十一条第三項第一号及び第二号に規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

機械設備の種類	基準
一 到着時刻表示装置	映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器であること。
二 特定搬出用自動運搬装置	搬出能力が毎時百トン以上であつて、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。）が取り付けられたものであること。

8 | 政令附則第十一条第三項第一号から第六号までに規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備について、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

機械設備の種類	基準
一 強制送風式冷蔵装置	冷却温度の調整及び冷却液の供給を自動的に行うもので、圧縮機を駆動する電動機の出力が三・七キロワット以上のものうち、圧縮機（能力調整装置付のものに限る。）、凝縮器、冷却コイル、送風機、自動給液装置、自動霜取装置及び温度自動調整装置を同時に設置するものであること。
二 搬入用自動運搬装置	荷揚げ能力が毎時三百トン以上であり、かつ、自動検量装置付のものであること。
三 垂直型連続運搬装置	荷制限重量が一パレット当たり〇・五トン以上のもの又は階数が三以上の倉庫の用に供



- 10| 政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定める施設は、貨物を積み込み、又は取り卸すための荷さばきの用に供する施設から駅までの経路のうち貨物を効率的に輸送するために最も適切な経路を構成する輸送の用に供するものとする。
- 11| 政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する設備に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされたものとする。
- 12| 略
- 14| 略
- 15| 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定めるところの処理施設

- 9| 略
- 11| 略
- 12| 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定めるところの処理施設

<p>四  電動式密集棚装置</p>	<p>されるものであること。</p> <p>ラックが三段組以上のものうち、設置床面積が百六十五平方メートル以上のものであること。</p>
<p>五  自動化保管装置</p>	<p>スタックークレーン（インバーター式の制御装置を有するものに限る。）の走行速度が毎分六十メートル以上、昇降速度が毎分十メートル以上及びフォーク速度が毎分二十メートル以上であり、かつ、搬出入のための周辺装置及び危険防止のための制御装置が設けられているものであること。</p>
<p>六  搬出貨物表示装置</p>	<p>搬出すべき貨物の保管場所及び数量に関する情報を表示する表示器の設置数が三十以上のものであること。</p>

設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。））、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十四項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）

に係るものに限る。）とする。

16] 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。）とする。

17] 法附則第十五条第二項第六号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油

設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。））、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十四項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）及び同法第九条の十第一項の認定に係るものに限る。）とする。

13] 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。）とする。

14] 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油

水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。  
。のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第十五条の四の二第一項の認定（同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。）及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

18| 法附則第十五条第二項第七号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

19| 22| 略

23| 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする。

24| 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分

水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。  
。のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第十五条の四の二第一項の認定（同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。）及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

15| 法附則第十五条第二項第六号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

16| 19| 略

20| 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする。

21| 政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分

の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

25] 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

26] 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

- 一 既に事業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両（次号において「承継車両」という。）のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この号において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ）二 略

- 二 代替車両以外の車両（承継車両を事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該車両に代えて当該事業の用に供されるものに限る。）であつ

の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

22] 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

23] 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

- 一 既に事業の用に供されていた車両（  
エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この号において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ）二 略

- 二 代替車両以外の車両  
であつ

つて、高速走行、大量牽引又は大量積載が可能なもの

27) 略

31) 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一及び二 略

32) 政令附則第十一条第十項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

33) 略

34) 政令附則第十一条第十五項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項

若しくは同条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（

て、高速走行、大量牽引又は大量積載が可能なもの

24) 略

28) 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一及び二 略

29) 政令附則第十一条第十項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

30) 略

31) 政令附則第十一条第十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項又は第二項に規定する旅客会社

若しくは貨物会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社

平成二十七年法律第三十六号) 附則第二条第一項に規定する新会社

五 略

35| 法附則第十五条第十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

36| 及び 37| 略

38| 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 及び 二 略

三| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行つた距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車

39| 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。

一 略

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に  
社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)

五 略

32| 法附則第十五条第十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

33| 及び 34| 略

35| 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 及び 二 略

36| 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。

一 略

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に  
会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)

（附則第二条第一項に規定する新会社

附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

40| 政令附則第十一条第十八項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

41| 政令附則第十一条第十八項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

42| 政令附則第十一条第十九項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 及び二 略

44| 政令附則第十一条第二十一項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

45| 政令附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める土地は、国

37| 政令附則第十一条第十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

38| 政令附則第十一条第十七項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

39| 政令附則第十一条第十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 及び二 略

41| 政令附則第十一条第二十項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

42| 政令附則第十一条第二十項に規定する総務省令で定める土地は、国

立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

46| 略

47| 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち

鉄道軌道

安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

48| 略

49| 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

50| 略

51| 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

52| 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

53| 略

54| 政令附則第十一条第三十一項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三 略

立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

43| 略

44| 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

45| 略

46| 政令附則第十一条第二十六項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

47| 略

48| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

49| 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

50| 略

51| 政令附則第十一条第三十項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三 略



55) 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

56) 政令附則第十一条第三十三項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

57) 政令附則第十一条第三十四項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十三項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

58) 法附則第十五条第三十三項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

59) 法附則第十五条第三十三項第二号ハに規定するバイオマスを電気に変

52) 政令附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

53) 政令附則第十一条第三十二項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

54) 政令附則第十一条第三十三項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十二項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

55) 法附則第十五条第三十三項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。）の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。）の用に供する償却資産以外のものとする。

換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、当該発電設備の出力が二万キロワット未満のものとする。

60) 略

69) 政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「機械装置等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

70) 政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるものは、専ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

71) 政令附則第十一条第三十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

72) 政令附則第十一条第四十一項第七号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一 農業用道路

二 林道

73) 法附則第十五条第四十四項に規定する地下ケーブルその他の総務省令

56) 略

65) 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「機械装置等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

66) 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるものは、専ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

67) 政令附則第十一条第三十七項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 政令附則第十一条第四十項第一号に規定する一般送配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル
二 政令附則第十一条第四十項第二号に規定する電気通信事業者	市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し、又は保護するための土木設備
三 政令附則第十一条第四十項第三号に規定する事業者	ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備

74 法附則第十五条第四十五項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるものとする。

（政令附則第十一条の三第三号の固定資産）

第六条の四 政令附則第十一条の三第三号に規定する総務省令で定める固定資産は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める固定資産とする。

- 一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第

（政令附則第十一条の三第三号の固定資産）

第六条の四 政令附則第十一条の三第三号に規定する総務省令で定める固定資産は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める固定資産とする。

- 一 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道

一項に規定する旅客会社（次号において「旅客会社」という。）が同条第二項に規定する貨物会社（次号において「貨物会社」という。）に貸し付けている固定資産 線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産

二 貨物会社が旅客会社に無償で貸し付けている固定資産 線路設備、電路設備、停車場、変電所、倉庫及び詰所の用に供する固定資産

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 略

2～8 略

9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二 略

三 政令附則第十二条第三十六項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

四 略

10～13 略

（道府県民税配当割納入申告書等の特例）

株式会社（次号において「北海道旅客会社等」という。）が日本貨物鉄道株式会社

に貸し付けている固定資産 線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産

二 日本貨物鉄道株式会社が北海道旅客会社等に無償で貸し付けている固定資産 線路設備、電路設備、停車場、変電所、倉庫及び詰所の用に供する固定資産

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 略

2～8 略

9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二 略

三 略

10～13 略

（道府県民税配当割納入申告書等の特例）

**第十八条** 法附則第三十三條の二の二第二項又は附則第三十五條の二の五

第二項の規定の適用がある場合における第三條の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第十二号の七様式	第十二号の十三様式
	第十二号の八様式	第十二号の十四様式
第二項	第十二号の九様式	第十二号の十五様式

(法附則第五十六條の二第二項の書類)

**第二十四條の二**

① 政令附則第三十三條の二 に規定する総務省令で定める書類は、

独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五條第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

**第三号様式別表(第二条関係)**

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また

**第十八条** 法附則第三十五條の二の五第二項

の規定の適用がある場合における第三條の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三條の十第一項	第十二号の七様式	第十二号の十三様式
	第十二号の八様式	第十二号の十四様式
第三條の十第二項	第十二号の九様式	第十二号の十五様式

(法附則第五十六條の二第三項の政府の補助等)

第二十四條の二 法附則第五十六條の二第三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、災害復旧事業費に係る補助とする。

2| 政令附則第三十三條の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、

独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五條第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

**第三号様式別表(第二条関係)**

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また

、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市（町・村）長に対して審査請求をすることができず。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となりま

す。）提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 熊本県の十団集積（熊本県のH21課送）

備考

##### 1 略

2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。

(1)～(8) 略

(9) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要1」の欄に記載すること。

(10) 略

、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立てをすることができず。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となりま

す。）提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 熊本県の十団集積（熊本県のH21課送）

備考

##### 1 略

2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。

(1)～(8) 略

(9) 略



第十二号の十一様式

第十二号の十一様式備考

1 及び2 略

3 「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」はこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。

第十七号様式別表（第十条関係）

第17号様式別表記載要領

1～7 略

8 控除対象扶養親族若しくは16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合又は配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合には、「摘要」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

(イ) 略

(ロ) 配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合

配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名を記載してください。

氏名の後には（配特）と記載し、当該配偶者が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。

9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特

第十二号の十一様式

第十二号の十一様式備考

1 及び2 略

第十七号様式別表（第十条関係）

第17号様式別表記載要領

1～7 略

8 控除対象扶養親族若しくは16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合又は配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合には、「摘要」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

(イ) 略

(ロ) 配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合

配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名を記載してください。

氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「②氏名」）

また、氏名の後には（配特）と記載し、当該配偶者が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。

9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特



例規定」という。)の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

(イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する\_\_\_\_申告書に記載された金額(以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。)が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。

(ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合(イ)に規定する場合を除く。)には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日(当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日)及びその者の住宅の取得等(同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。(イ)において同じ。)が特定取得(同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(イ)において同じ。)に該当する場合には、その旨を記載してください。

(ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれの年とする

例規定」という。)の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

(イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する当該申告書に記載された金額(以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。)が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。

(ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合(イ)に規定する場合を除く。)には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日(当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日)及びその者の住宅の取得等(同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項\_\_\_\_\_に規定する住宅の増改築等をいう。(イ)において同じ。)が特定取得(同法第5項\_\_\_\_\_に規定する特定取得をいう。(イ)において同じ。)に該当する場合には、その旨を記載してください。

(ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項\_\_\_\_\_に規定する居住年をそれぞれの年とする

場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

(ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合(イ)に規定する場合を除く。)には、その旨を記載してください。

10～13 略

14 「5人目以降の16歳未満の扶養親族」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号の欄には、「摘要」の欄において氏名等を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名等との対応関係が分かるようにしてください。(例)「(2)

場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

(ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合(イ)に規定する場合を除く。)には、その旨を記載してください。

10～13 略

14 「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名等との対応関係が分かるようにしてください。(例)「(2)

個人番号」)

15～19 略

第二十五号の三第廿(第十四条関係)

(裏面)

1～4 略

5 この納税通知書の記載事項に不服がある場合においては審査請求を納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長村長にすることができません。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(市長村長が被告の代表者となります。)提起することができません。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の2分の1に相当する額に満たないことと認められる場合においては固定資産税額の修正の申出を納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長村長にすることができません。

6 略

個人番号」)

15～19 略

第二十五号の三第廿(第十四条関係)

(裏面)

1～4 略

5 この納税通知書の記載事項に不服がある場合においては異議申立てを納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長村長にすることができません。処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(市長村長が被告の代表者となります。)提起することができません。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立ての対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の2分の1に相当する額に満たないことと認められる場合においては固定資産税額の修正の申出を納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長村長にすることができません。

6 略

第二条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号））

改 正 案	現 行
<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十条の二の四の見出し及び同条第一項中「第四十八条の十三第七項及び第二十九項」を「第四十八条の十三第八項及び第三十項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十三第十六項」を「第四十八条の十三第十七項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の第十三第十項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に改め、同項第五号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「第四十八条の十三第二十六項」を「第四十八条の十三第二十七項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第二十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十四項各号」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。</p>	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十条の二の四の見出し及び同条第一項中「第四十八条の十三第七項及び第二十九項」を「第四十八条の十三第八項及び第三十項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十三第十六項」を「第四十八条の十三第十七項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の第十三第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に改め、同項第五号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「第四十八条の十三第二十六項」を「第四十八条の十三第二十七項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第二十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十四項各号」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。</p>

(中略)

附 則

(施行期日)

第一条 略

一～四 略

五 附則第十条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第七十二条の五十五第一項から第三項まで」の下に「第七十二条の五十七の二第六項」を、「第三百二十一条の五第三項(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)」の下に「第三百二十一条の七の十二第六項(第一条第二項において準用する場合を含む。)」を加える部分に限る。)及び同令別表地方税法施行令の項の改正規定(「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二、第三十五条の四の三第一項」に、「並びに第四十八条の九の十一」を「、第四十八条の九の十一並びに第四十八条の九の十九第三項」に改める部分に限る。)に限る。 ) 平成三十年一月一日

六及び七 略

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

(中略)

附 則

(施行期日)

第一条 略

一～四 略

五 附則第十条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第七十二条の五十五第一項から第三項まで」の下に「第七十二条の五十七の二第六項」を、「第三百二十一条の五第三項(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)」の下に「第三百二十一条の七の十二第六項(第一条第二項において準用する場合を含む。)」を加える部分に限る。)及び同令別表地方税法施行令の項の改正規定(「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二、第三十五条の四の三第一項」に、「並びに第四十八条の九の十」を「、第四十八条の九の十並びに第四十八条の九の十八第三項」に改める部分に限る。)に限る。 ) 平成三十年一月一日

六及び七 略

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十四条の十八第二項」の下に「（第一条第二項において準用する場合を含む。

）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。））、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二第五第三項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において、第十五条の二の二第二項については第一条第二項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二第五第三項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。））、第十五条の三第三項（第一条第

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十四条の十八第二項」の下に「（第一条第二項において準用する場合を含む。

）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。））、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二第五第三項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において、第十五条の二の二第二項については第一条第二項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二第五第三項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。））、第十五条の三第三項（第一条第

二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第七十二条の五十七の二第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第四項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。」を、「第十五条の四第二項」の下に、「第十五条の六の二第一項及び第二項」を加え、「第三十九項、第四十項」を「から第四十項まで」に改め、「第五十三条第三十七項」の下に「及び第三十八項」を、「第五十三条の二」の下に「、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項」を、「第七十二条の二十五第一項から第五項まで」の下に「、第八項から第十項まで」を加え、「第七十二条の二十五第五項」の下に「及び第八項から第十項まで」を加え、「第七十二条の二十八第一項及び第三項」を「第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項」に改め、「第七十二条の三十四」の下に「、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項」を、「第七十二条の五十五第一項から第三項まで」の下に「、第七十二条の五十七の二第六項」を、「第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）」の下に「、第三百二十一条の七の十二第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第三十四項（」を「第三十四項及び第三十五項（」に、「第三百二十一条の八第二十一項

二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第七十二条の五十七の二第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第四項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。」を、「第十五条の四第二項」の下に「、第十五条の六の二第一項及び第二項」を加え、「第三十九項、第四十項」を「から第四十項まで」に改め、「第五十三条第三十七項」の下に「及び第三十八項」を、「第五十三条の二」の下に「、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項」を、「第七十二条の二十五第一項から第五項まで」の下に「、第八項から第十項まで」を加え、「第七十二条の二十五第五項」の下に「及び第八項から第十項まで」を加え、「第七十二条の二十八第一項及び第三項」を「第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項」に改め、「第七十二条の三十四」の下に「、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項」を、「第七十二条の五十五第一項から第三項まで」の下に「、第七十二条の五十七の二第六項」を、「第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）」の下に「、第三百二十一条の七の十二第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第三十四項（」を「第三十四項及び第三十五項（」に、「第三百二十一条の八第二十一項

から第二十三項まで及び第三十四項」を「第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項」に改め、「第三百二十一条の八の二」の下に、「第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項」を加え、「並びに第七百五十一条」を「第七百五十一条」に、「並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）」を、「附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七条第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）」、附則第十五条第九項」に改め、別表地方税法施行令の項中「第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項」を「第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項」に、「第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項」を「第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項」に、「第二十條の二第一項（」を「第九条の九の八第三項、第九条の九の九第三項及び第二十條の二第一項（これらの規定を」に改め、「第二十五條第一項」の下に、「第三十二條の二第四項、第三十二條の三第四項」を加え、「第三十五條の四の二第一項」を「第三十五條の四の二、第三十五條の四の三第一項」に、「並びに第四十八條の九の十一」を「第四十八條の九の十一並びに第四十八條の九の十九第三項」に、「第四十八條の十三第十六項、第二十六項及び第三十項」を「第四十八條の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項」に、「（これらの規定を第五十七條の二」を「第四十八條の十五の三第三項並びに第四十八條の十五の四第三項（これらの規定を第五十七條の二」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三條第一項」を「第三條第二項、第

から第二十三項まで及び第三十四項」を「第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項」に改め、「第三百二十一条の八の二」の下に、「第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項」を加え、「並びに第七百五十一条」を「第七百五十一条」に、「並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）」を、「附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七條第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）」、附則第十五條第九項」に改め、別表地方税法施行令の項中「第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項」を「第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項」に、「第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項」を「第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項」に、「第二十條の二第一項（」を「第九条の九の八第三項、第九条の九の九第三項及び第二十條の二第一項（これらの規定を」に改め、「第二十五條第一項」の下に、「第三十二條の二第四項、第三十二條の三第四項」を加え、「第三十五條の四の二第一項」を「第三十五條の四の二、第三十五條の四の三第一項」に、「並びに第四十八條の九の十」を「第四十八條の九の十 並びに第四十八條の九の十八第三項」に、「第四十八條の十三第十六項、第二十六項及び第三十項」を「第四十八條の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項」に、「（これらの規定を第五十七條の二」を「第四十八條の十五の三第三項並びに第四十八條の十五の四第三項（これらの規定を第五十七條の二」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三條第一項」を「第三條第二項、第



三条の三の二、第三条の三の三第一項及び第二項、第五条の二」に、「  
、第六条の四及び第七条第一項」を「並びに第六条の四」に、「第六項  
まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を「第  
七項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」、第  
十条の二第二項」に、「並びに第二十八条第一項」を「、第二十八条第  
一項」に改め、「第三十条において準用する場合を含む。」の下に「  
並びに附則第六条第二十五項（第一条の三において準用する場合を含む  
。）」を加える。

三条の三の二、第三条の三の三第一項及び第二項、第五条の二」に、「  
、第六条の四及び第七条第一項」を「並びに第六条の四」に、「第六項  
まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を「第  
七項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」、第  
十条の二第二項」に、「並びに第二十八条第一項」を「、第二十八条第  
一項」に改め、「第三十条において準用する場合を含む。」の下に「  
並びに附則第六条第二十五項（第一条の三において準用する場合を含む  
。）」を加える。

第三条による改正（地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号））

<p>改正案</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この府令は、公布の日から施行し、昭和三十年年度分の地方道路譲与税から適用する。 （経過措置）</p> <p>2 4 略</p> <p>5 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成二十八年度から平成三十二年までの間における第四条第三項及び第五項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第五条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この府令は、公布の日から施行し、昭和三十年年度分の地方道路譲与税から適用する。 （経過措置）</p> <p>2 4 略</p> <p>5 東京都三宅村 に対する平成十三年度から平成十七年度までの間における第四条第三項及び第五項の規定の適用については、同村の人口は、第五条第一項の規定にかかわらず、平成七年の国勢調査の結果による同村の人口に、平成十二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成七年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。</p>

第四条による改正（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号））

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）</p> <p>第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 略</p> <p>六 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十八条の九の十七又は第五十六条の八十九の十の規定による通知の経由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業</p> <p>七 地方税法施行令第四十八条の九の十八又は第五十六条の八十九の十の規定による特別徴収税額の市町村への納入の経由に係る事業</p>	<p>（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）</p> <p>第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 略</p> <p>六 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十八条の九の十六又は第五十六条の八十九の十の規定による通知の経由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業</p> <p>七 地方税法施行令第四十八条の九の十七又は第五十六条の八十九の十の規定による特別徴収税額の市町村への納入の経由に係る事業</p>

第五条による改正（自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号））

<p>改 正 案</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2～4 略</p> <p>5 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成二十八年度から平成三十二年度までの間における第三条第三項及び第五項の規定の適用については、当該市町村の人口は、同条第六項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2～4 略</p> <p>5 東京都三宅村</p> <p>十七年度までの間における第三条第三項及び第五項の規定の適用については、同村の人口は、同条第六項の規定にかかわらず、平成七年の国勢調査の結果による同村の人口に、平成十二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成七年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。</p>

附則第七条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名	(略)	法令名	(略)
条	(略)	条	(略)
項	<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）                  第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項、第四百四十四条の二十第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三</p>	条	(略)
項	<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）                  第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項、第四百四十四条の二十第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三</p>	項	(略)

項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項

並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の十八第九項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までにつ

項

及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）

において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項及び第十四条の十一第二項  
において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までにつ

いては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十三条の二十五第三項（第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二

いては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項

項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において、第十五条の二の二第二項については第一条第二項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十三条の二第五第三項(第七十三条の三七の二第三項、第七十三条の二第七の二第三項、第七十三条の二第七の二第三項、第七十三条の二第七の六第三項並び及び第七十三条の二第七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項(第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第

並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において、第十五条の二の二第二項については第一条第二項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二第五第三項、  
、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項



二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。)、第十五条の三第三項(第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項(第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。))並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及

並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及

---

---

び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第二項、第十五条の六の二第一項及び第二項、第十六条の二第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項及び第四十三条（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一

---

---

び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第二項、第十五条の六の二第一項及び第二項、第十六条の二第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項及び第四十三条（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一

---

---

項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項から第二十三項まで、第三十四項

、第三十五項、第三十八項及び第三十九項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七

項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項については第一条第二項において、第五十三條第二十二項及び第二十三項については第七百三十四条第三項において、第五十三條第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七

---

---

十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の七第四項及び第七十二條の二十四の十第六項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十五第一項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十五項（同條第一項については第一條第二項において、第七十二條の二十五第二項については第一條第二項、第七十二條の二十五第六項、第七十二條の二十八第二項及び第七十二條の二十九第二項において、第七十二條の二十五第三項については第一條第二項、第七十二條の二十八第二項及び第七十二條の二十九第二項において、第七十二條の二十五第四項については第一條第二項、第七十二條の二十五第七項、第七十二條の二十八第二項及び第七十二條の二十九第二項において、第七十二條の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一條第

---

---

---

---

十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の七第四項及び第七十二條の二十四の十第六項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十五第一項から第五項まで、第八項から第十項まで及び第十二項（同條第一項については第一條第二項において、第七十二條の二十五第二項については第一條第二項、第七十二條の二十五第六項、第七十二條の二十八第二項及び第七十二條の二十九第二項において、第七十二條の二十五第三項については第一條第二項、第七十二條の二十八第二項及び第七十二條の二十九第二項において、第七十二條の二十五第四項については第一條第二項、第七十二條の二十五第七項、第七十二條の二十八第二項及び第七十二條の二十九第二項において、第七十二條の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一條第

---

---

---

---

二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十五項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、

---

---

---

---

二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項に  
については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、

---

---

---

---

第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百三十四条第一項、第三百四十四条の九第四項及び第五項、第三百四十四条の十一第五項、第三百四十四条の十四第二項及び第五項、第三百四十四条の十八第一項並びに第三百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準

---

---

第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百三十四条第一項、第三百四十四条の九第四項及び第五項、第三百四十四条の十一第五項、第三百四十四条の十四第二項及び第五項、第三百四十四条の十八第一項並びに第三百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準

---

---

---

---

用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第二項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第五百六十五条第一項、第五百八十四条第二項、第五百八十八条第三項、第五百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七

---

---

用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第二項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第五百六十五条第一項、第五百八十四条第二項、第五百八十八条第三項、第五百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項について

---

---

百三十四条第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十四項において、第三百十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、

は第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十四項において、第三百十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む



第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三條第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四條の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項については第

。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三條第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四條の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項につい

七百三十四条第一項において、第三百六十四條第七項及び第九項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四條の二第二項及び第四項（同條第二項については第七百六條の第三項、第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において、第三百六十四條の二第四項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九條第四項、第四百十條第二項、第四百十七條第二

ては第七百三十四條第一項において、第三百六十四條第七項及び第九項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四條の二第二項及び第四項（同條第二項については第七百六條の第三項、第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において、第三百六十四條の二第四項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九條第四項、第四百十條第二項、第四百十七

項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十

条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七

---

---

四條第一項において準用する場合を含む。  
）、第六百七十四條第四項、第六百八十條、第六百八十四條の二、第六百八十五條第二項及び第六百九十三條第一項（これらの規定を第七百三十四條第五項において準用する場合を含む。）、第七百條の五十五、第七百條の五十九第三項、第七百條の六十四第一項、第七百一條の四第二項、第七百一條の五第三項及び第七百一條の十六第一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百一條の三十五第四項、第七百一條の四十六第一項及び第三項、第七百一條の四十七第一項及び第三項、第七百一條の四十九、第七百一條の五十五、第七百一條の六十三第一項並びに第七百二條の八第五項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百七條第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三

---

---

百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四條第四項、第六百八十條、第六百八十四條の二、第六百八十五條第二項及び第六百九十三條第一項（これらの規定を第七百三十四條第五項において準用する場合を含む。）、第七百條の五十五、第七百條の五十九第三項、第七百條の六十四第一項、第七百一條の四第二項、第七百一條の五第三項及び第七百一條の十六第一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百一條の三十五第四項、第七百一條の四十六第一項及び第三項、第七百一條の四十七第一項及び第三項、第七百一條の四十九、第七百一條の五十五、第七百一條の六十三第一項並びに第七百二條の八第五項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百七條第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第

---

---

十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項及び第三項

項（同條第一項

については第七百五十四條において、第七百五十條第三項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）、附則第五條の四第三項及び第八項並

びに第七條第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、附則第八條の二の二第二項

、第五項、第八項及び第十一項（同條第八項及び第十一項については附則第八條の二の二第十三項の規定により読み替え

七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項、

第二項及び第四項（同條第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十條第四項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）、附則第五條の四第三項及び第八項並

びに第七條第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、附則第十五條第九項

	<p>地方税法施行令</p> <p>(略)</p>	<p>地方税法施行令</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>地方税法施行令</p> <p>(略)</p>	<p>地方税法施行令</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>地方税法施行令</p> <p>(略)</p>	<p>地方税法施行令</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>地方税法施行令</p> <p>(略)</p>	<p>地方税法施行令</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の四第二項、第九条の九五第二項、第三十二條、第三十二條の二第三項、第三十二條の三第三項、第三十九條の十二、第四十三條の十四第四項、第四十三條の十六第二項、第四十八條の十五の三第二項、第四十八條の十五の四第二項、第五十三條の四及び第五十四條の四十四第二項（第五十四條の四十五第八項及び第五十四條の四十八の二第一項並びに附則第十五條の五第六項及び第十条の二第五項において準用する場合を含む。）

並

項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の四第二項、第九条の九五第二項、第三十二條の四第三項、第三十二條の五第三項、第三十九條の十二、第四十八條の十五の三第二項、第四十八條の十五の四第二項、第五十三條の四、  
第五十四條の四十四第二項（第五十四條の四十五第八項及び第五十四條の四十八の二第一項並びに附則第十五條の五第六項及び第十条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六條の十一第二項並

びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第四十三条の十四第四項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第一項（第一条及び第四十八条の十二第一

びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項（第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第一項（第一条及び第四十八条の十二第一



---

---

項において準用する場合を含む。）、第九條の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九條の九の四第三項、第九條の九の五第三項並びに第二十條の二第一項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）、第二十四條の三第一項及び第三項（同條第一項については第一條、第二十四條の四の二及び第二十四條の五において、第二十四條の三第三項については第一條、第二十四條の四第五項、第二十四條の四の二、第二十四條の四の三第二項及び第二十四條の五において準用する場合を含む。）、第二十四條の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一條及び第二十四條の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五條第一項、第三十二條の二第四項、第三十二條の三第四項、第三十五條の二の二第二項、第三十五條の四の二第一項、第三十五條の七の四第一項、第三十七條の十五の二第一項、第三十九條の十の二第一項、第四十條第一項、第四十二條の四の二第一項、第四十三條の十

---

---

項において準用する場合を含む。）、第九條の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九條の九の四第三項、第九條の九の五第三項並びに第二十條の二第一項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）、第二十四條の三第一項及び第三項（同條第一項については第一條、第二十四條の四の二及び第二十四條の五において、第二十四條の三第三項については第一條、第二十四條の四第五項、第二十四條の四の二、第二十四條の四の三第二項及び第二十四條の五において準用する場合を含む。）、第二十四條の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一條及び第二十四條の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五條第一項、第三十二條の二第四項、第三十二條の三第四項、第三十五條の二の二第二項、第三十五條の四の二第一項、第三十五條の七の四第一項、第三十七條の十五の二第一項、第三十九條の十の二第一項、第四十條第一項、第四十二條の四の二第一項、第四十三條の十

---

---

二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の十第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十一（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の三第三項並びに第四十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第

二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の十第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十一（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の三第三項並びに第四十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第

---

---

五十七条の三において準用する場合を含む。)、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項(これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。)、第五十四条の四十三第一項(第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。)、並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項(これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。)、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第五十六条の四十九の二第一項(第五十七条の三において準用する場合を含む。)、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項(こ

---

---

五十七条の三において準用する場合を含む。)、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項(これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。)、第五十四条の四十三第一項(第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。)、並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項(これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。)、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第五十六条の四十九の二第一項(第五十七条の三において準用する場合を含む。)、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項(こ

---

---

<p>地方税法施行規則</p>	<p>(略)</p>	
<p>第二条の五の二第二項、第三条第二項、第三条の三、第三条の三の二第二項及び</p>	<p>(略)</p>	<p>これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項(同条第三項については地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。)、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二並びに第三十三条第九項及び第十項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>(略)</p>	
<p>第二条の五の二第二項、第三条第二項、第三条の三の二、第三条の三の三第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項(同条第三項については地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。)、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十三条第九項及び第十項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)</p>

第二項、第五条第二項、第六条の二第四項並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）  
、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）  
、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）  
、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）  
、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証及び免税  
軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）  
、第八条の三十二  
第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第七項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）  
、第十条の第二項、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地

及び第二項、第五条の二、第六条の二第四項並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）  
、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）  
、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）  
、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）  
、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税  
軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）  
、第八条の三十二  
第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第七項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）  
、第十条の第二項、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地

(略)	<p>名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。(第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項(これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四(第一条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項(これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。)、並びに附則第六条第二十五項(第一条の三において準用する場合を含む。)</p>
(略)	<p>名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。(第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項(これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四(第一条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項(これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。)、並びに附則第六条第二十五項(第一条の三において準用する場合を含む。)</p>